

バラスト水管理設備規則

バラスト水管理設備規則

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 2 月 15 日 規則 第 13 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 2 月 7 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2018 年 2 月 15 日 規則 第 13 号
バラスト水管理設備規則の一部を改正する規則

「バラスト水管理設備規則」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 を次のように改める。

1.1.2 検査の種類

検査の種類は次の(1)から~~(5)~~(6)に示すとおりとする。以下、本編では、(2)、(3)及び(4)を定期的検査と言う。

((1)から(5)は省略)

(6) 不定期検査

1.1.3 検査の実施及び時期

-6.として次の 1 項を加える。

-6. 不定期検査

不定期検査は、登録を受けた設備が、規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運用が行われていることに疑いがある場合であって、本会が検査により設備の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。

5 章として次の 1 章を加える。

5 章 不定期検査

5.1 一般

不定期検査では，おのおのの場合に応じ，必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行い検査員が満足する状態にあることを確認する。

附 則

1. この規則は，2018 年 2 月 15 日から施行する。